

令和9年度

市HPはこちら

四日市市職員採用試験要項



【社会人経験者（キャリア枠）】

※対象年齢…30歳から44歳（令和9年4月1日時点）

第1次試験実施日 令和8年9月20日（日）

受付期間 令和8年7月16日（木）～ 令和8年8月23日（日）23時59分【受信有効】

○ 電子申請（インターネット）による申し込み

四日市市総務部人事課

1 募集職種と採用予定人員

募 集 職 種	主 な 職 務 概 要		採用予定人員
事務職	一般行政事務に従事します。		7名程度
事務職（デジタル人材）	ICTを活用した市民サービスの向上や行政運営の効率化に係る業務及び一般行政事務に従事します。		若干名
技術職（建築）	主として建築関係の専門技術を必要とする業務に従事します。		若干名
技術職（土木）	主として土木関係の専門技術を必要とする業務に従事します。	「社会人経験者（技術職（土木・電気・機械）※通年募集）」の採用試験を実施中です。この要項とは別の要項からの案内となりますので、受験を希望する場合、そちらをご確認ください。	若干名
技術職（電気）	主として電気関係の専門技術を必要とする業務に従事します。		若干名
技術職（機械）	主として機械関係の専門技術を必要とする業務に従事します。		若干名
保健師	主として保健指導・健康指導に従事します。		1名程度
学芸員	教育委員会博物館、シティプロモーション部文化課、環境部四日市公害と環境未来館等において、歴史・民俗・美術工芸・自然・考古・歴史的建造物に関わる分野を中心として、資料の収集、保管、展示、調査研究及び教育普及の専門業務、その他配属先における学芸員資格を必要としない一般業務に従事します。		1名程度
言語聴覚士	主として言語聴覚訓練等に関する業務に従事します。		1名程度
社会福祉士	主として福祉関係の知識を必要とする業務に従事します。		1名程度

（注） 1. 採用予定人員については、今後の採用計画等の見直しにより変更することがあります。

2. 外国籍の人については、採用後、公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる職に任用できません。
詳しくは「外国籍職員の任用に関する基準について」を参照してください。

3. 社会人経験者（職歴不問枠）、事務職ほか（29歳まで）、事務職（障害者）、獣医師、労務職、保育教育職（カムバック採用）、社会人経験者（技術職（土木・電気・機械）※通年募集）、消防職についての採用試験要項は、別に用意してあります。

2 採用予定日 令和9年4月1日

（可能な人については、それ以前に採用されることがあります）

・社会人経験者枠を（キャリア枠）と（職歴不問枠）に分け、広く募集を行います

- ・（キャリア枠）…係長候補者（数年後に係長を担える方）を採用
- ・（職歴不問枠）…職歴は問わず、新卒と同様に採用

注意）この要項は（キャリア枠）の試験要項です。（職歴不問枠）は別に用意してあります

3 受 験 資 格

次の要件を満たす人が受験できます。

職種区分	年 齢	学 歴 ・ 職 歴 等	資格免許等
【各職種区分共通】	昭和57年 4月2日 から平成9 年4月1 日に生まれ た人	学歴に応じた職務経験が必要（詳細は別表に記載）	
事務職		学校教育法に基づく大学院（修士課程）、大学、短期大学、 高等専門学校、専修学校専門課程、中等教育学校若しくは 高等学校（これに準ずる養護学校高等部等の学校を含む）又 はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業した人	
事務職 (デジタル人材)			独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) が実施する試験のうち、下記の
技術職（建築）			
保健師		学校教育法に基づく大学院（修士課程）、大学、短期大学、 高等専門学校、専修学校専門課程の保健師養成課程又は 厚生労働大臣の指定した保健師養成所を卒業した人	保健師免許を有する人
学芸員		学校教育法に基づく大学院（修士課程）、大学を卒業した人	博物館法第5条に規定する学芸員とな る資格を有する人
言語聴覚士		文部科学大臣が指定した学校または都道府県知事が指定した 言語聴覚士養成所において、言語聴覚士として必要な知識およ び技能を修得し、卒業した人	言語聴覚士免許を有する人
社会福祉士		学校教育法に基づく大学院（修士課程）、大学、短期大学、 高等専門学校、専修学校専門課程、中等教育学校若しくは 高等学校（これに準ずる養護学校高等部等の学校を含む）又 はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業した人	社会福祉士資格を有する人

その他の受験要件

- ・ 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない人。
- ・ 外国籍の人は、永住者または特別永住者の在留資格を有する人に限ります。
※最終合格発表後に、在留資格を証明する書類（住民票など）の提出を求めます。
- ・ 資格免許等が必要な職種については、その資格免許等の取得が採用の条件となります。
※最終合格発表後に、資格免許証の写し又は合格証明書等の写しを提出してもらいます。
- ・ 受験申込内容に虚偽の記載等が確認された場合は、採用が取り消されることがあります。
- ・ 卒業証明書（原本）は、最終合格発表後に提出を求めます。大学院（修士課程）を卒業の人は大学（4年制）の証明書も併せて提出
になります。
- ・ 職歴証明書（原本）は、最終合格発表後に提出を求めます。職務経験の証明ができなかった場合は、採用されません。

☆ 地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を
結成し、又はこれに加入した者

※事務職（デジタル人材）に求める独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する試験は次のとおり

基本情報技術者試験	情報セキュリティスペシャリスト試験	システム運用管理エンジニア試験
応用情報技術者試験		オンライン情報処理技術者試験
ITストラテジスト試験	ソフトウェア開発技術者試験	
システムアーキテクト試験	システムアナリスト試験	
プロジェクトマネージャ試験	上級システムアドミニストレータ試験	
ネットワークスペシャリスト試験	アプリケーションエンジニア試験	
データベーススペシャリスト試験	テクニカルエンジニア試験	
エンベデッドシステムスペシャリスト試験	情報セキュリティアドミニストレータ試験	
ITサービスマネージャ試験	第一種情報処理技術者試験	
システム監査技術者試験	第二種情報処理技術者試験	
情報処理安全確保支援士試験	プロダクションエンジニア試験	

【別表】学歴に応じた職務経験について

学 歴	職 務 経 験
大学卒	7 年以上
短大（3 年制）卒	9 年以上
短大（2 年制）卒	10 年以上
高校卒	13 年以上

前掲の受験資格に記載した要件に加え、上記の学歴に応じた職務経験（※１）が必要です。また、その職務経験は、職種区分ごとに、下記（※２）に記載した職務経験である必要があります（事務職を除く）。

（※１）職務経験について

- （１）職務経験には、会社員や公務員の正規職員として週３６時間以上の勤務が該当します。ただし、アルバイト等の非正規や正職員であっても有期雇用は含みません。大学院在学期間は受験資格に求める職歴に含みません。
- （２）複数の職務経験がある場合は通算することができますが、同一期間に複数個所で勤務した場合は、通算できるのはいずれか一つの職務経験のみです。
- （３）休業等（育児休業、介護休業等）により実際の業務に従事しなかった期間については、職務経験期間に通算できません。ただし、例外として、育児・介護等により事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用し週あたり３６時間未満となった勤務期間も、継続して就業していた期間として通算します。ただし、短縮される前の所定労働時間は週あたり３６時間以上であり、短縮期間中も週１９時間２５分以上の勤務が必要です
- （４）職務経験の確認のため、最終合格発表後に職歴証明書等の提出を求めます。職務経験の証明ができなかった場合は、採用されません。申込みの際は、職歴欄へ職務内容等を詳細に記載してください。
- （５）職務経験期間は、令和８年６月３０日までの期間を通算します。

（※２）職種区分ごとに必要となる職務経験

【事務職（デジタル人材）】 民間企業等においてICTなどのデジタル技術を活用した事業の企画・立案又は情報システムの開発・管理等の職務経験であること（※３）

【建築】 民間企業等において建築関係の設計・施工管理等の職務経験であること

【保健師】 民間企業等において保健師としての職務経験であること

【学芸員】 民間企業等において学芸員としての職務経験であること

【言語聴覚士】 民間企業等において言語聴覚士としての職務経験であること

【社会福祉士】 民間企業等において社会福祉士としての職務経験であること

（※３）事務職（デジタル人材）における具体的な職務経験の例

- ・ デジタル技術（ICT、IoT、AI等）を活用した事業の企画・立案業務やコンサルタント業務
- ・ 情報システム・ネットワークの開発・保守・運用業務
- ・ 企業の課題解決のためのITアドバイザー業務や企業向けセミナーの講師業務 など

4 試験の日時、会場及び合格発表

区 分	日 時	会 場	合格発表日（予定）
第1次試験	令和8年9月20日(日) 午前10時00分から 午後3時00分頃まで	四日市大学 (四日市市萱生町1200)	令和8年10月7日（水） マイページで本人に通知するとともに、 四日市市役所ホームページに掲載し ます。
第2次試験（予定）	【事務職（デジタル人材を除く）】 指定する期間に、録画した動画をアップロードしていただきます。詳細は、 第1次試験合格通知の際に指定します。（ <u>会場に来ていただく必要はありません</u> ） 【上記以外】 令和8年10月21日（水）～24日（土）のいずれかの日に第1次試験合格者について実 施する予定です。試験日・会場等は、第1次試験合格通知の際に指定します。		
第3次試験（予定） 事務職のみ (デジタル人材を除く)	令和8年10月29日（木）・30日（金）に第2次試験合格者について実施する予定です。（10月30 日（金）は全員に対して実施する予定です。）試験日・会場等は、第2次試験合格通知の際に指定し ます。		

5 試験内容（予定）

（1）一次試験内容

職種区分	試験科目	試験時間(予定)	試 験 内 容
各職種区分共通 (技術職（建築）を 除く)	基礎能力試験 (SPI3)	70分	多様な業務に共通して求められる汎用的な知的能力についての筆記試験
各職種区分共通	適性試験	50分	主として職務遂行上必要な資質及び組織への適応性について測定するクレーン検 査

技術職	(建築)	専門試験 (択一式)	90分	数学・物理・情報、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工な どについての筆記試験
保健師		専門試験 (択一式)	90分	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論などについての筆 記試験
学芸員		専門試験 (択一式)	90分	生涯学習概論、博物館概論、博物館経営論、博物館資料論、博物館資料保存 論、博物館展示論、博物館教育論、博物館情報・メディア論などについての筆記試 験
言語聴覚士		専門試験 (記述式)	90分	基礎医学、臨床医学、臨床歯科医学、音声・言語・聴覚医学、心理学、音声・言語 学、社会福祉・教育、言語聴覚障害学総論、失語・高次脳機能障害学、言語発達 障害学、発声発語・嚥下障害学、聴覚障害学などについての筆記試験
社会福祉士		専門試験 (択一式)	90分	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論などについての筆 記試験

(2) 第2次・第3次試験の内容（予定）

職種区分	第2次試験	第3次試験
事務職	録画面接 (事前に収録した動画を指定の場所にアップロードしていただきます。詳細は、一次試験合格者に対して案内します。)	面接試験 論文試験
事務職（デジタル人材） 技術職（建築） 保健師 言語聴覚士 社会福祉士	面接試験 論文試験	

(2) 試験問題等の公開

過去に実施した論文試験のテーマを市ホームページにて公開しています。

6 (キャリア枠)と(職歴不問枠)の併願について

(キャリア枠)で受験申し込みをした方は、(職歴不問枠)との併願が可能です。受験申し込みの際に併願希望の有無を登録してください。併願した場合でも、試験は上記の試験のみで受験可能です。

7 受 験 手 続

電子申請（インターネットによる申込み）

(1) 申込方法（インターネット申込み）

ア 事前準備

- ①パソコン、スマートフォン（スマートフォン以外の携帯電話には対応していません）
・推奨環境について（推奨環境ではない場合、電子申請ができないことがあります）
Google Chrome 最新版
※ JavaScript が使用できる設定であること。
※ PDF を閲覧できる環境であること。（一部機能）
「Internet Explorer」は、電子申請に対応していませんのでご注意ください。
- ②本人のメールアドレス
(スマートフォンのメールアドレスの場合→ドメイン指定等の受信制限をされている場合は、jinji@city.yokkaichi.mie.jp_及び @bsmrt.biz のメールを受信できるように設定してください。)
- ③顔写真のデータ ※ 3か月以内に撮影の上半身正面向き・脱帽の写真
(添付可能ファイルサイズは 75ピクセル×100ピクセル～360ピクセル×480ピクセルです。)
- ④受験票を印刷するためのプリンタ（コンビニエンスストアのプリントサービス等利用可）
- ⑤PDFファイルを読むためのソフト
「Adobe Acrobat Reader（Ver.5.0以上）」が必要です。

イ 申込手順

- ①四日市市役所ホームページ内にある「【正職員募集】令和9年4月採用予定 四日市市職員の募集（9月実施）受験案内」で設ける「電子申請による申込」から申込専用サイトへ接続し、メールアドレス等を事前登録
- ②事前登録完了メールを受信後、メールに記載されたURLにアクセスし、マイページ内で受験者情報等を本登録
- ③本登録完了メールを受信し、登録完了

市HPIはこちら



(2) 注意事項

必ず、別紙「電子申請利用案内」を一読し、確認しながら申込みをしてください。

受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がある他、受付期間終了の直前は、サーバーが混み合う可能性がありますので、余裕を持って申込みを行ってください。）

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

(3) 受験票

申込受付期間終了後、試験日一週間前までに受験票交付のお知らせに関するメールを送信しますので、各自で確認後、マイページへログインし、受験票を印刷した上で、**申込者本人が署名の上、第一次試験受験の際に必ず持参してください。**

8 試験結果の提供

この試験に不合格になった人で希望者には総合順位と総合得点をお知らせします。以下の要領で申し出てください。

- (1) 対象者：第1次、第2次、または第3次（デジタル人材を除く事務職のみ）試験の不合格者
- (2) 内 容：第1次、第2次、または第3次（デジタル人材を除く事務職のみ）試験それぞれの総合順位と総合得点
- (3) 期 間：第1次、第2次、または第3次（デジタル人材を除く事務職のみ）試験それぞれの合格発表日から1か月間（土・日・祝日を除く）
- (4) 場 所：四日市市役所総務部人事課
- (5) 方 法：受験者本人が、受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参のうえ直接申し出ること

9 受験についての問い合わせ先

四日市市役所 総務部 人事課

☎ (059) 354-8120

E-mail [jinji@city.yokkaichi.mie.jp](mailto:jinja@city.yokkaichi.mie.jp)

こどもと接する業務の従事者について

令和8年12月25日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、こどもと接する業務の従事者（児童福祉施設等の従業者のうちこどもの教育又は保育に関する業務を行うもの等）については、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

1 保育教育職以外について

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、書面等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認することがあります。

なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、当該業務に従事することができませんので、あらかじめご了承ください。

2 保育教育職について

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、誓約書等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認します。なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、採用しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容については、こども性暴力防止法第2条第7項及び第8項を参照してください。

外国籍職員の任用に関する基準について

「公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、四日市市においては、外国籍の職員は次のような職務につくことはできません。

1 公権力の行使にあたる職務について

「公権力の行使」にあたる職務とは、次のとおりです。

- (1) 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- (2) 市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- (3) 市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- (4) その他公権力の行使に該当することとなる職務

〔「公権力の行使」にあたる主な職務の例〕

生活保護の決定、占用許可、立入検査、各種許認可、改善措置命令、税の賦課・滞納処分、公害防止規制、都市計画の決定、建築制限、違反建築物取締、開発行為の許可、土地利用規制など

2 公の意思の形成への参画にあたる職について

「公の意思の形成への参画」にあたる職とは、四日市市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する課長以上の職及び代決権限を有する課長補佐以上の職並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

外国籍職員の任用にあたっては、公務員の基本原則に抵触しない職であればつづことができます。専門的な特命事項を担当する課長級以上の相当職及び課長専決権限を全部は適用しない出先機関の長並びに課長補佐相当職以下（本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職を除く）の職（具体的には課付主幹、係長、主幹）への昇任は制限されません。

勤務条件（令和8年4月1日現在）

●給与

（キャリア枠）

初任給 302,257円～ 前職歴に応じて加算されます（金額は地域手当（9％）を含む）

（職歴不問枠）

初任給 大学卒：258,984円 短大卒：242,634円 高校卒：225,303円
（金額は地域手当（9％）を含む）

☆初任給は、前職歴に応じて加算される場合があります。

☆諸手当として扶養手当、通勤手当、住居手当、地域手当、期末・勤勉手当（4.65月分）などが支給されます。

☆民間給与との動向に応じて改定される国家公務員給与に準拠して給与改定があります。

☆「四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」が改正される場合があります。

●勤務時間・休暇

☆勤務時間 午前8時30分～午後5時15分（1週あたり38.75時間）（注）勤務場所により異なることがあります。

☆休日 土曜日・日曜日（完全週休2日制）祝日・年末年始（注）勤務場所により異なることがあります。

☆休暇 年次有給休暇が年間20日あり、残日数がある場合は翌年度に繰り越すことができます。

その他、結婚休暇、出産補助休暇など条例で定められた休暇があります。

●福利厚生

☆共済組合・職員共済会の事業として、各種福利厚生事業の充実を図っています。

・各種健康診断や人間ドックなどの実施により、健康な職場づくりを進めています。

・全国約120,000種類の様々なカテゴリーで割引が受けられる福利厚生サービスを導入し、余暇利用を支援しています。

《参考》

○ 同様の試験区分で実施された直近の職員採用試験の状況（令和7年9月実施）

職 種	受験者数	最終合格者	競争倍率	職 種	受験者数	最終合格者	競争倍率
事 務	10 人	9 人	1.1 倍	学 芸 員	20 人	4 人	5.0 倍
事務(デジ外)	0 人	0 人	－	言語聴覚士	－	－	－
建 築	3 人	2 人	1.5 倍	社会福祉士	－	－	－
保 健 師	－	－	－				

○ 配属先の例

【建築職】

都市整備部		
	建築指導課	建築物の確認審査・現場検査、耐震改修の促進など
	営繕工務課	市有建築物にかかる工事の設計・施工・監督など
	市営住宅課	市営住宅の維持・修繕など
教育委員会		
	教育施設課	教育施設の調査・整備補修など

【保健師】

健康福祉部		
	健康づくり課	成人の健診、健康づくりの推進などに関する事
	保健所 保健予防課	感染症対策、精神保健福祉などに関する事
こども未来部		
	こども家庭センター	乳幼児・妊婦の健診、育児相談などに関する事

【学芸員】

シティプロモーション部		
	文化課	文化財などに関する事など
環境部		
	四日市公害と環境未来館	公害や環境に関する事など
教育委員会		
	博物館	歴史・民俗・美術工芸に関する事など

【言語聴覚士】

こども未来部		
	あけぼの学園	児童の言語聴覚訓練など

【社会福祉士】

健康福祉部		
	障害福祉課	障害福祉サービスの相談および支給に関する事
	介護保険課	介護保険の相談および審査に関する事
	高齢福祉課	高齢者福祉のサービスに関する事
	保護課	生活保護に関する事
	保健所 保健予防課	精神保健福祉などに関する事
こども未来部		
	こども家庭センター	子どもとその家族に関する相談など
	あけぼの学園	児童の発達支援に関する相談・判定など

※ 上記配属先はあくまで一例です。

※ 各職場の詳細等については、四日市市ホームページ内の各所属のページなどを参考してください。

※ 一部の職種については、「職員募集」のページから「採用試験案内（先輩職員の声）」を見ることができますので、参考にしてください。